



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

206	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
207	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	2
208	道路の供用開始	(道路保全課).....	2
209	道路の区域変更	(").....	2
210	道路の供用開始	(").....	3
211	道路の区域変更	(").....	3
212	道路の供用開始	(").....	3
213	道路の区域変更	(").....	4
214	道路の供用開始	(").....	4
215	和歌山都市計画道路事業の事業計画の変更	(道路建設課).....	4
216	道路の位置の指定	(都市政策課).....	5

○ 公安委員会告示

*6	平成19年和歌山県公安委員会告示第24号(自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等)の一部改正	5
----	---	-------	---

○ 収用委員会告示

1	土地収用法による裁決手続開始の決定	5
---	-------------------	-------	---

○ 公告

	労働者委員の候補者の推薦	(労働政策課).....	6
--	--------------	--------------	---

○ 監査公表

	監査公表第8号	6
--	---------	-------	---

告 示

和歌山県告示第206号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年4月20日まで縦覧に供する。

平成27年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成27年2月19日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山YMCA

3 代表者の氏名

永井康雅

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市太田一丁目12番13号

5 定款に記載された目的

この法人は、青少年に対して、地域協力・社会教育に関する事業を行い、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第207号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年2月23日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年3月19日まで縦覧に供する。

平成27年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第19号	日高郡印南町大字南谷字仲田40-1外1筆

和歌山県告示第208号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字高野山字東谷口17番地内

供用開始の期日 平成27年3月6日

和歌山県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字花坂字木戸口586番4地先から同町大字花坂字木戸口586番1地先まで	旧	14.36 } 33.33	385.00	

同上	新	15.90 } 64.49	360.00	
----	---	---------------------	--------	--

和歌山県告示第210号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字花坂字木戸口586番4地先から同町大字花坂字木戸口586番1地先まで

供用開始の期日 平成27年3月6日

和歌山県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字高野山字袈裟掛石8番2地内	旧	12.87 } 32.79	507.13	
同上	新	14.02 } 68.40	471.44	

和歌山県告示第212号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字高野山字袈裟掛石8番2地内

供用開始の期日 平成27年3月6日

和歌山県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 潮岬周遊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡串本町串本字片江生1717番1地先から同町串本字片江生1727番1地先まで	旧	8.62 ） 20.59	293.50	
同上	新	11.63 ） 40.02	293.50	

和歌山県告示第214号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 潮岬周遊線

供用開始の区間 東牟婁郡串本町串本字片江生1717番1地先から同町串本字片江生1727番1地先まで

供用開始の期日 平成27年3月6日

和歌山県告示第215号

和歌山都市計画道路事業の事業計画の変更については、平成27年2月23日付け国近整計管和都業第4-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画道路事業3・3・9号西脇山口線
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第216号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成27年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3292	有田郡有田川町大字天満字中溝町602番2の一部、602番6の一部、602番7の一部	有田郡有田川町大字明王寺258番地1 三洋住宅株式会社 代表取締役 上野山喜之	平成 27.2.23	5.00	24.50

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第6号

平成19年和歌山県公安委員会告示第24号（自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等）の一部を次のように改正する。

平成27年3月6日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

表備考1の(3)中「土、日曜日」を「日曜日、土曜日」に改め、「国民の祝日に関する法律」の次に「(昭和23年法律第178号)」を、「休日」の次に「。ただし、和歌山県公安委員会の指定する自動車教習所が行う普通仮免許の運転免許試験は、日曜日及び土曜日においてはこれを行う。」を加え、同表備考4中「午後0時」を「午前11時45分まで」に改め、「4時45分まで」の次に「の間」を加える。

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成27年2月26日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成27年3月6日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 和歌山市
- 2 事業の種類 和歌山都市計画道路事業3・4・6号南港山東線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類（別紙のとおり）

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在 地 番	地 目	地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏名	住所	権利の種類	
		登記簿	実 測								
和歌山県 和歌山市 秋葉町	254番49 公衆用道路	公衆用道路	189	189.25	189.25	—	今井武 (持分1/22)	住所不明 ただし、不動産登記記録上の住所 和歌山市和歌	—	—	—

								浦254番地の1 8	—	—	—
								亡建田愛子相 続人 不明 (持分1/22) うち、推定さ れる相続人 建田チヨ			
								住所不明 ただし、不動 産登記記録上 の住所 和歌山市秋葉 町13番10号			

公 告

公 告

和歌山県労働委員会労働者委員の欠員に伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により補欠委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成27年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 推薦資格を有する者

労働者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることを和歌山県労働委員会が証明した労働組合とする。

2 推薦される者の資格

労働者委員の候補者に推薦される者の資格については、特別の制限はないが、次の各号のいずれかに該当する者は、労働者委員となることはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）等の規定によって兼職禁止等の制限を受ける者

3 推薦方法

労働組合は、別に定める推薦書に労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の和歌山県労働委員会の証明書を添付し、提出すること。

4 推薦書の提出期間

平成27年3月6日から同月20日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する休日を除く。

5 推薦書提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課

監 査 公 表

和歌山県監査公表第8号

平成26年9月1日付け監査報告第10号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月6日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 足立 聖子

和歌山県監査委員 井出 益弘

和歌山県監査委員 宇治田 栄蔵

1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

監査実施年月日 平成26年7月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 医業収益の過年度未収金については、平成25年度末で約3,083万円となり、前年度に比し、若干増加している。</p> <p>今後も、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」により、新規の未収金発生防止を図るとともに、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 緊急修繕でカーテン取付工事を1者見積りにより実施しているが、工事に緊急性が認められず複数の業者から見積りを徴していなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 医業収益の過年度未収金については、電話、文書及び自宅訪問による督促により、平成26年12月末までに計94件1,943,130円を収納した。</p> <p>今後も、引き続き電話、文書及び自宅訪問による督促等を実施するとともに、来院時を利用して未収金の説明を実施し、収納に努める。また、債権回収会社（サービサー）等への業務委託を実施していく。</p> <p>(2) 緊急修繕等以外の契約及び発注については、複数業者から見積りを徴するよう徹底した。</p> <p>緊急修繕等については、その内容や必要性について精査するとともに、内部チェックの徹底をしていく。</p> <p>年度末及び年度当初の契約事務が集中する時期において、再度周知徹底を行う予定である。</p>

2 和歌山県工業用水道事業会計

監査実施年月日 平成26年7月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、旅行命令簿で勤務時間外の用務を命じているにもかかわらず、超過勤務命令がなされていないため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>超過勤務手当の不支給分について支払事務を行うとともに、超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の記入方法について周知を図った。</p>

3 和歌山県土地造成事業会計

監査実施年月日 平成26年7月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 保有土地の販売については、西浜工業団地で10,000㎡の売却を行い努力されているが、平成25年度末現在、未処分地が546,937㎡（事業用借地権設定契約部分75,719㎡を含む。）となっているので、今後とも早期の土地処分について努力されたい。</p> <p>(2) 超過勤務命令を行っているが、旅行命令簿が作成されていない旅行があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 積極的な企業誘致活動や関係部局との連携により、平成26年12月現在、西浜工業団地で1件10,855㎡を売却した。さらに、事業用定期借地権制度の活用により、西浜工業団地で1件803㎡を新たに賃貸し、土地の有効活用に努めている。</p> <p>今後も、より積極的に土地の売却等に努めていく。</p> <p>(2) 旅費の不足額について支払事務を行うとともに、旅行命令簿の記入方法について周知を図った。</p>